別添１

　　　　　　　Ａ国　　　　　　　　　　　　Ｂ国

Y社

Ｘ社

**買い契約**

**代金支払い**

**仲介貿易契約**

**仲介貿易者**

商社

メーカー

　　日本

ＮＥＸＩ

**は仲介貿易契約の相手方**

|  |
| --- |
| **①仲介貿易契約の相手方が買契約の相手方の本店又は支店（買契約の相手方が支店の場合、当該相手方の他の支店を含む。）** |

例１（**仲介貿易契約の相手方（Y）が**本店の場合）

X（支店）

Y（本店）

例２（**仲介貿易契約の相手方が**支店の場合）

Y（支店）

X（本店）

X（支店）

|  |
| --- |
| **②仲介貿易契約の相手方が買契約の相手方と特定の資本関係があるものとして、次のいずれかに該当する海外商社** |

* *資本関係については、直系は無制限、傍系は２親等まで。*

|  |
| --- |
| **イ　買契約の相手方の親会社又は子会社** |

* *「親会社」とは他の法人の議決権50%超を保有し、「子会社」とは議決権50%超を保有される法人。また、間接的に議決権を保有される法人も「子会社」とみなす。よって、尊属・卑属とも議決権50%超を保有しているのであれば、どこまでも対象。*

*なお、「直接親会社」「直接子会社」とは、それぞれ親会社のうち直接保有している法人、子会社のうち直接保有されている法人を指す。*

例３（単独で50%超を保有）

Y卑属会社

Y尊属会社

Y直接親会社

Y直接子会社

**X**

例４（２社以上の合計で50%超を保有その１）

株主Ａ

Y直接子会社

**X**

Y卑属会社

Y尊属会社

※「株主Ａ」は被保険者の50%超を保有していないため、「信用危険不てん補」の範囲には入らない。

例５（２社以上の合計で50%超を保有その２）

Y直接子会社

株主Ａ

Y卑属会社

**X**

Y尊属会社

株主B

Y直接子会社

※「株主Ａ・Ｂ」は被保険者の50%超を保有していないため、「信用危険不てん補」の範囲には入らない。

|  |
| --- |
| **ロ　買契約の相手方の直接親会社の直接子会社** |

* *いわゆる「兄弟会社」を規定。*

例６（兄弟会社）

**X**

直接親会社

Y兄弟会社

* 「直接親会社」は第２号イにて該当

|  |
| --- |
| **ハ　議決権の過半数を買契約の相手方、買契約の相手方の直接親会社又は買契約の相手方の直接子会社のうちいずれか２者以上が保有する法人（イ及びロに該当する法人を除く。）** |

* *被保険者(and/or)子会社の保有割合が50%以下のため子会社とはならないが、親会社を含めると50%を超える法人（共同支配会社～子会社と兄弟会社の中間～）を規定。*

例７（共同支配会社）

直接子会社

Y共同支配会社

直接親会社

**X**

※被保険者+直接子会社≦議決権50%、且つ直接親会社+被保険者+直接子会社＞議決権50%。

パターンは[直接親会社+被保険者+直接子会社]or[直接親会社+被保険者]or[直接親会社+直接子会社]の3通り。

「被保険者+直接子会社」は第2号イ(例2-イ-2)にて該当。

「直接親会社」「直接子会社」は第２号イにて該当。

※上図の「尊属会社」「卑属会社」は直接親会社・直接子会社ではないため、「関連Ａ］は「信用危険不てん補」の範囲には入らない。

「尊属会社」「卑属会社」は第２号イにて該当。

|  |
| --- |
| **ニ　イ、ロ及びハに該当する法人の支店** |